

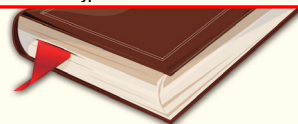
登場
ページ

08
ページ

14
ページ

14
ページ

今週の専門用語



固定比率ルール

個別企業の純支払利子はその企業の「EBITDA（課税所得＋純支払利子＋減価償却費＋特別償却）」に固定比率（10～30%）を乗じた金額を超える場合、その超える部分の額を損金不算入とするルール（行動4）。BEPS最終報告書では、固定比率ルールで損金不算入となった部分に「EBITDA×グループ比率（グループ全体の純支払利子÷グループ全体のEBITDA）」を乗じた額の損金算入を認めるオプションも提案されている。

国税庁実績評価書

財務大臣は、中央省庁等改革基本法16条6項2号に基づき、国税庁が達成すべき目標に対する実績を評価し公表することとされている。実績目標等を掲げた上、それぞれの達成状況について「S+」～「C」の各区分で評定する。平成28事務年度では、「B」（進捗が大きくない）評定として「電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進」が挙げられている。e-Taxの利用状況（所得税及び消費税（個人）の国税申告2手続）や利用満足度の実績値が目標値を下回ったことが理由となっている。

国税犯則取締法（国犯法）

いわゆる脱税といった国税に関する犯則事件の調査等（査察制度）の手続きを定めた法律のことである。昭和23年を最後に大幅な改正がなされておらず、近年の経済活動のICT化などにより脱税金額の立証等に必要な客観的証拠の収集が一層困難になっているとの指摘がなされていた。これを踏まえ平成29年度税制改正では、刑事訴訟法を参考として電磁的記録の証拠収集手続きの整備を行うほか、調査手続等を整備し、規定を現代語化した上で国税通則法へ編入されることになった（国犯法は廃止）。

From
編集室

◆例年通り自民党税制調査会は11月下旬にも総会を開催し、本格的な税制改正議論をスタートさせる。今年は12月14日（木）頃を目途に税制改正大綱を取りまとめる模様だ。◆平成30年度で注目される事業承継税制の大幅な見直しや、電子申告制度の拡充などの項目はすんなりと実現することになりそう。ただ、平成30年度は固定資産税の3年に1度の評価替えの年だが、土地に係る固定資産税の負担軽減措置の存続については、大綱の取りまとめまで議論が続くことになりそう。◆昨年は非上場株式や広大地評価の見直しなどのサプライズ項目があったが、今年は何が飛び出すか今から楽しみだ。（MIN）

週刊T&Amaster 第714号

2017年11月6日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい